

地方財政健全化法の概要

1 法律制定の背景

財政状況が悪化した地方公共団体を再建させる制度は、以前からありました。（地方財政再建特別措置法）

しかしこの制度は、住民への情報開示が不十分であったことや悪化した財政状況の是正に関する規定がありませんでした。

そこで、国は新しい制度策定を検討していたところ、平成 18 年 6 月に夕張市が財政破綻するという事態となりました。

国は平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を公布しました

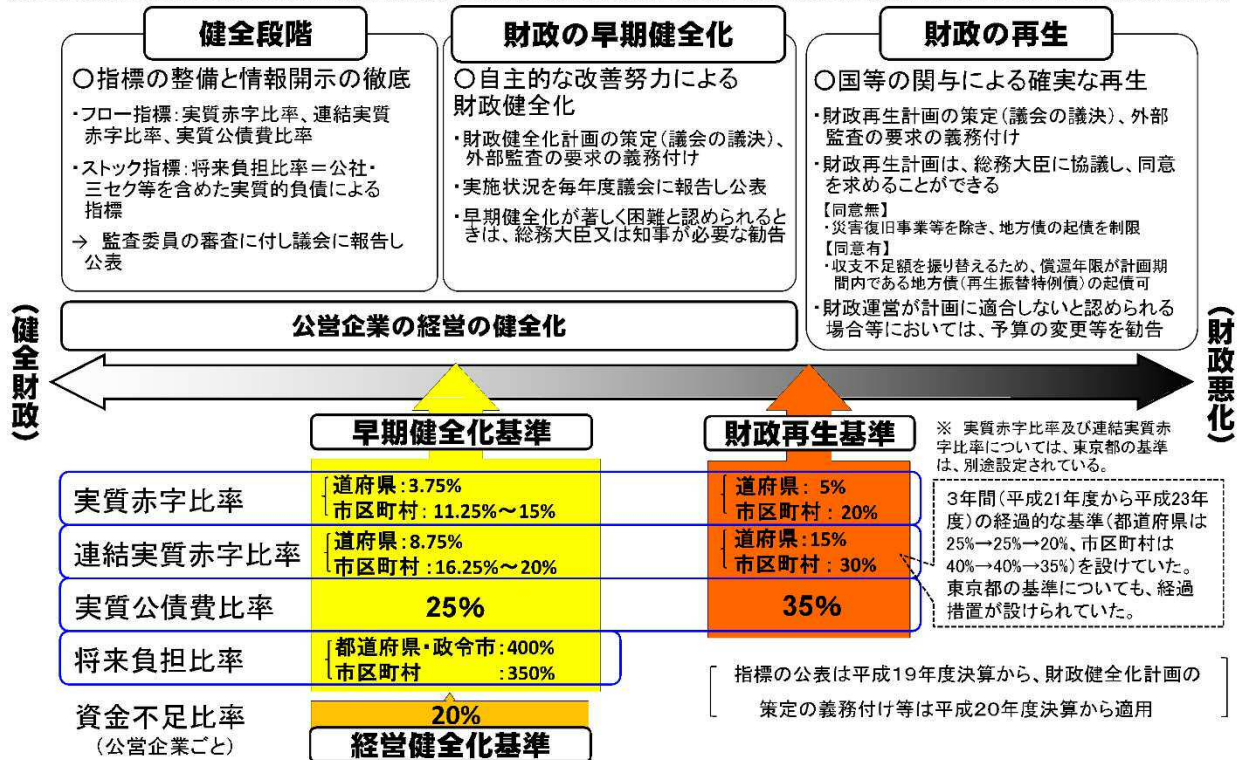
地方公共団体の財政状況を住民によりわかりやすく公表するとともに、悪化した財政状況の早期是正を図り、財政破綻を未然に防止することを目的としています

2 法律の主な内容

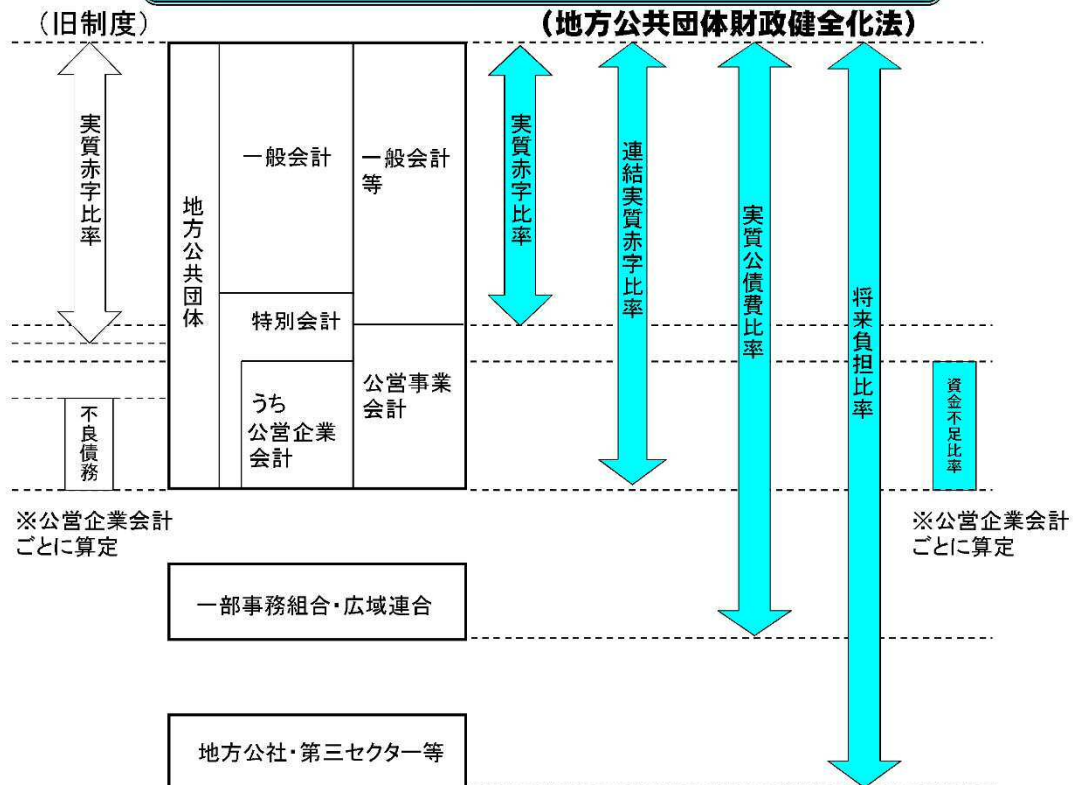
- ①毎年度終了後、決算に基づいて「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」という 4 つの健全化判断比率を算定しなければなりません。
- ②算定した健全化判断比率について、その算定資料とともに監査委員の審査に付し、監査委員の審査後、議会に報告し、住民に公表しなければなりません。
- ③4 つの健全化判断比率のうち 1 つでも財政健全化法に定められている「早期健全化基準」を超えた場合は、「財政健全化団体」となり、「財政健全化計画」の策定義務が生じ、地方債の発行が制限され、悪化した財政状況の是正を目指します。
- ④さらに健全化判断比率のうち 1 つでも「財政再生基準」を超えた場合は、「財政再生団体」となり「財政再生計画」の策定義務が生じ、地方債の発行が原則禁止され、国の強い関与のもとで財政再建を目指します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。



健全化判断比率等の対象について



3 4つの指標

①実質赤字比率

一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
その年度における一般会計等の収支が赤字なのか黒字なのかを示し、収支が赤字の場合は、赤字額がその団体の標準的な収入額と比べてどのくらいの割合になるのかを示します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
その年度における全会計の収支が赤字なのか黒字なのかを示し、収支が赤字の場合は、赤字額がその団体の標準的な収入額と比べてどのくらいの割合になるのかを示します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計等及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
- ・磐田市における公営企業以外の特別会計
国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、駐車場事業特別会計
- ・磐田市における公営企業会計
法適用企業：水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計
法非適用企業：なし

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
その年度における一般税収などの一般財源のうち借金返済に充てられた額がその団体の標準的な収入額と比べてどのくらいの割合になるのかを示します。

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に財政需要係} \\ \text{る基準額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期限を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

④将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

現在、地方公共団体が負担している債務総額が、1年間に見込まれる税収等に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額 +} \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

【参考】資金不足比率

公営企業ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

- ・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額（営業収益受託工事収益）

法適用企業

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業

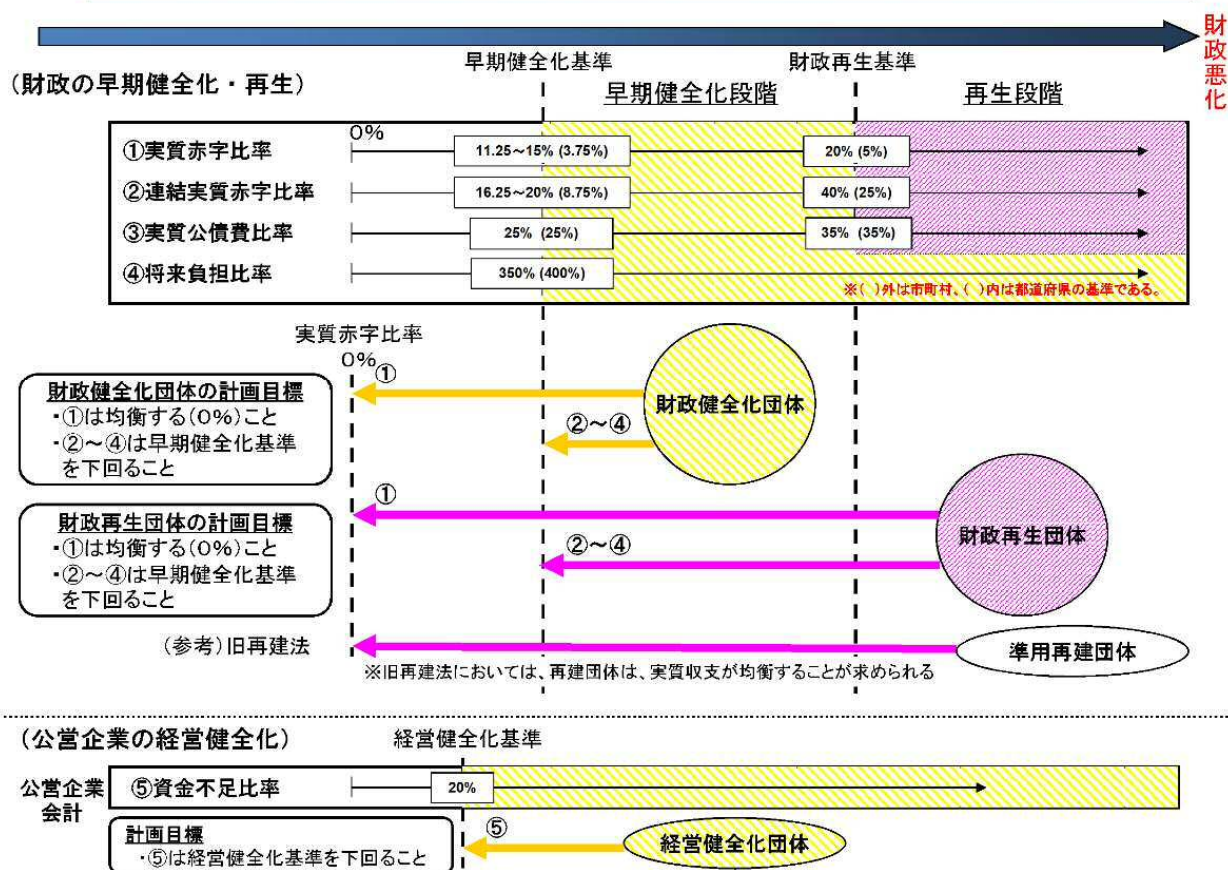
（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

5 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準

	(参考) 地方債協議・許可制移行基準	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	市町村の財政規模に応じ 2.5～10%	市町村の財政規模に応じ 11.25～15%	市町村：20%
連結実質赤字比率		市町村の財政規模に応じ 16.25～20%	市町村：30% (※)
実質公債費率	18%	25%	35%
将来負担比率		市町村：350%	—
資金不足比率	10%	20%	—

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（市町村は 40%→40%→35）を設ける。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



6 指標の公表

毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされています。

また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされています。

公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県・政令指定都市については総務大臣に、指定都市を除く市町村・特別区については都道府県知事に報告しなければなりません。この場合、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければなりません。都道府県知事・総務大臣は、毎年度、報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

地方公共団体の長と議会の関係

	地方公共団体の長	議 会
財政指標の開示	4つの指標(健全化判断比率)	報告
	公営企業会計の資金不足比率	報告
(財政の早期健全化・再生)		
早期健全化 (α 以上)	財政健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告
再生 (β 以上)	財政再生計画策定	議会の議決
	計画の同意に係る協議	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国による勧告の内容	報告
(公営企業の経営健全化)		
公営企業の 経営健全化 (γ 以上)	経営健全化計画策定	議会の議決
	計画の実施状況	報告
	国・都道府県による勧告の内容	報告